

) 誠首ト他ノ要事トハ切離シ交渉スベシト答ヘタルモ店員側
 之不承諾ナリシ爲メ罷業補充者トシテ臨時店員シ七名雇入ル
 ト共ニ他面罷業店員ノ母許引受人ニ対シ引取方交渉シ本件解
 決ト共ニ再採用ノ旨ヲ通知シ切崩業ヲ講シタル爲メ罷業者
 ノ敗北状態トナリ遂ニ本月七日ニ至リ叙上ノ条件ニテ解決セ
 〃
 右及申(通)報候也

別記

要事書

一 加藤正治解雇言出ヲ賃条件取消ス事
 二 松島平太郎即時解雇

(註本人ハ店主妻ノ親戚ニシテ店員ノ反感アリ)

三 店員各自ノ入店ノ際事情ニ依リ今後ノ雇傭条件ヲ確立スルコト
 (輕便性トモテハ具體的相程ナシ)

四 現在ノ倉庫兼寄宿舎シテ致出タル寄宿舎ニスヘテ改善スルコト
 五 店員全部ヲ同一ノ寄宿舎ニ收容スルコト
 (現在在三名ハ店ニ起居ス)

六 倉庫ハ別ニ設ケルコト

七 食事ハ一日六十次以上ト認メ得ル程度ノモノヲ供ヘルコト
 八 営業ノ時間以外ノ店員ノ行動ニ干渉セザルコト
 九 店員全体ノ自治権ヲ認メルコト

(現在ハ前記各箇條ノ違言ニ依リ店員ノ違違ヲ決スルコトアルモ今後ハ店員カ
 月一ニ回會議各目ノ行ヲ裁メ之レニ志セザルモノハ店員全部ノ違言ニ依リ本
 人ノ賞罰ヲ定メルコト)

〇 本件議ニ在ケル機運者ヲ建封ニ出サ、ルコト